

議第82号

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年9月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市久々野多目的センター多目的室使用者の利便性向上を図るため改正しようとする。

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例（平成29年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(使用料) 第6条 (略) 2 <u>多目的室を使用する者</u>（以下「使用者」という。）は、<u>使用の許可の際に使用料を納付</u>しなければならない。</p> | <p>(使用料) 第6条 (略) 2 <u>第4条第1項の規定により多目的室の使用の許可を受けた者</u>（以下「使用者」という。）は、<u>使用料を前納</u>しなければならない。<u>ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。